資料（３）

**令和２年度大阪府内部統制評価報告書について（概要）**

**【内部統制評価報告書（※知事作成）の概要】**

■評価手続

　　　国のガイドラインを踏まえ、知事部局における令和２年度の「**財務に関する事務**」に係る　　内部統制を評価

■評価結果

　　・入札関連資料を職員が事業者に漏えいするという重大な不備があったため、府の内部統制は一部において適正に機能していなかった。（***本件は、事案発生時に報道発表済***）

　　・その他の財務に関する事務については、重大な不備は把握されなかった。

■不備の是正に関する事項

　　・上記情報漏えいは、具体的な損害は生じなかったものの、府民の信頼を損なうものと認識。　是正措置として、当該職員の懲戒免職処分、事業者の入札参加停止、業務手順の見直し、　　各所属への綱紀保持及び情報管理の徹底の周知を実施

■参考資料

　　・補足資料として参考資料を添付。今後の内部統制の取組を見据えて、「各所属における不備の状況」「不備が多かった項目（※１）の再発防止策」「特に留意すべき個別事案（報道発表資料等から抽出）（※２）」を記載

　　　※１：約２割の所属で「経費支出伺（支出負担行為）の決裁が業務開始後に行われている」不備が発生していた。

　　　※２：「補助金の誤払い」「給付金の認定誤り」「補助金の重複交付」など。

**【知事作成の評価報告書に対する監査委員審査意見書の概要】**

■評価報告書の審査結果

・評価報告書の評価手続の記載及び評価結果の記載に不適切な事項は見受けられなかった。

■今後の内部統制の充実に資するため、以下の事項を検討するよう意見が付された。

①内部統制の推進部局と評価部局とを異なる所属が担う、より充実した内部統制体制の構築

※現在は、法務課が推進部局と評価部局の両方を担当

②重大な不備の判断基準のわかりやすい記載

③ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進による内部統制体制の推進

④所属が使用するチェックリストの様式改善